

陳 情 文 書 表 (2 5 - 3 - その 3)

- 1 受理番号 陳情第 9 号 令和 7 年 8 月 2 0 日受理
- 2 件 名 わが家（生家の建造物）の君津市への寄贈と市有地への移設と
管理・活用をお願いする陳情
- 3 陳 情 者 住 所 君津市君津台 1 - 3 - 3
氏 名 坂井 昭

4 趣 旨

君津市君津台に住む坂井昭（＊昭和 28 年 2 月 23 日生まれ。本年 72 歳。君津市君津台 1-3-3 に在住）と申します。

このたび、わたしが所有する君津市坂田 1,585 番地の実家の地をはじめ土地の平地部分 5,113.18 m²（＊別紙に図示）と北側に隣接の山林 4,004.98 m²の計 9,118.16 m²をやむなく売却することとなりました。その地は、先祖（＊初代井祐四郎兵衛。永正 2 年[1505 年]没）が居住して以来 520 年以上、通算 18 代の当主まで居住して親しんできた地であり、母屋の建物（＊天保 9 年[1826 年]建設。平屋一部 2 階。延床面積＝197.69 m² 別紙図示）や土蔵（＊明治 17 年[1884 年]建設。2 階建。延床面積＝74.52 m² 別紙図示）など 5 棟の建物の建つ場所でもあります。しかし、それら 5 つの建造物の売却や解体処分をする気になれず困惑しています。できうるなら母屋と土蔵の 2 棟の歴史的な建造物だけを本市に寄贈し、本市所有の場所に移転・管理し、歴史的建造物や生涯学習施設として市民の方々にご活用いただければと願っています。

令和 7 年の今夏は、みなさまご存じのように、国内の観測史上初めて外気温が 41℃を超えた地域が複数あり、盛夏期にテレビニュースなどで「危険な暑さ」に注意するよう毎日のように警告がなされました。当該敷地の平地部分にある母屋をはじめ 5 棟の建物の建つ敷地や隣接する山林部分を売却することになった理由は、地球温暖化のますますの進化により盛夏期に樹木の伐採や整備が不可能な状況に近づき、山林部分の正常な維持・管理ができなくなったと思われたからです。当該の山林部分は、北の部分が陽光台地区の都市型道路に接するため定期的に管理をしなければ樹木や雑草が繁茂しすぎ、道路の通行の妨げになったり、ゴミの不法投棄がなされても気づきにくい状態になりがちです。それらに対する樹木や竹林の伐採や雑草の除去等に要する費用は、初夏期などで毎年 100 万円前後の費用を要しています。しかしながら、年々、外気温の最高値は上がる一方で、猛暑を感じる期間も長くなる傾向があります。この先の将来の対策についても、きわめて大きな不安を感じます。結局、山林部分を維持・管理できる業者に売却せざるをえないと判断されましたが、山林部分だけの購入を希望する業者がいらないため、やむなく隣接する平地と共に売却することの決断をいたしました。

わが家では文政 9 年（1826 年）の第 11 代の時に、この地方を知行した旗本の小笠原氏から坂田村の名主役を仰せつかり、同時に醤油醸造業を始め、平成 15 年（2003 年）12 月末に閉業するまで 178 年の間、その業を続けてまいりました。第 15 代当主の曾祖父と第 16

代当主の祖父は明治期半ば以降、周西村の村長を務め地域に貢献しました。祖父は戦時中、銃後奉賛会の会長を務め、坂田の八幡神社で必勝祈願と出征兵士の無事の帰還を祈り、周西（君津）駅で出征兵士を見送り、自身も3名の子息を戦地に送りましたが、うち2名が戦病死し、周西小学校の講堂で町民葬を行ないました。戦後は第17代当主で父の坂井五郎が君津町の町会議員や本市の市議会議員を務め、本市遺族会第2代会長としても活躍し、昭和40年代半ばからは八幡製鉄（*のちの新日本製鐵、日本製鉄）の君津町への進出に併せて坂田土地地区画整理組合の理事長として坂田地域の商業・経済・住環境の発展に尽くしました。坂井家第18代当主のわたしは平成7年9月～同18年6月まで本市の市議会議員を務め、ゴミの減量化と資源化の推進、市立中央図書館の建設、旧坂田小学校区内や南子安小学校区内で学童保育クラブ（*放課後児童健全育成事業）を設立する、旧千葉県暖地園芸試験場の跡地を買い上げての市営公園化の提案（*現君津中央公園として実現）をする、市内へのコミュニティーバスの導入を初めて提案（*議員退職後に実現）するなどし、議員活動以外でも本市市史編さん協力員の活動（*平成4年度～13年度の10年間）や坂田小学校の創立20周年、周西小学校と小櫃小学校の創立100周年記念誌の編集・刊行にも尽力いたしました。議員をやめてからは新井白石記念館の設立（*計画は実現せず）推進の署名活動に伴う研究や講演会の実施で久留里地区の発展や新井白石研究史の向上にも貢献いたしました。令和期には戦時下に出征した兵士の日章旗を米国内で2度受け取り、2度とも日本国内に住む遺族（*滋賀県と群馬県の遺族の方々2名）を突き止め遺族に日章旗を返還することができました。日米親善も米国ワイオミング州の人々を中心に50年以上も続け、現同州知事のマーク・ゴードン（*Mark Gordon）氏から認定証の称をもつ州知事直筆の感謝状など2枚をいただきました。以上、わが家の歴史を紹介させていただきました。坂田村や周西村、君津町、君津市のために代々貢献してきたことをご理解いただきたく存じます。

君津市内には重要文化財に指定されている建物に神野寺表門が、県指定文化財に指定されている建造物に神野寺本堂と厨子があり、本市指定文化財に指定された建造物に、三直の八雲神社本殿、久留里神社本殿など5つがあります。それらの国・県・市の指定文化財に指定されている建造物やわたしの実家の建物以外にも、周西地区人見の守八郎家の母屋、久留里市場の木村屋金物店、紙屋金物店、高澤^{おさわ}守家、割烹旅館山徳、吉崎酒造の酒蔵、鹿野山の神野寺境内の旧宿泊施設の旧称三密^{さんみつりょう}寮の建物など地域の歴史を伝え永く保存すべき貴重な建物が数多くあるように見受けられます。しかしながら、現状では指定文化財以外の建物を遺して保存していただきたいという意向をもっても存廃を検討する状況に直面した場合、それらの建物の維持・保存を図る方法がないように思われます。

坂井家の母屋と土蔵は、個人的に深い思い出のある建造物ですが、本市の歴史を語る歴史的建造物として、あるいは生涯学習の拠点施設として本市の市有地に移転し、維持・管理をされ活用して下さることを前提に、坂井家一族からの夢と希望を込めながら本市に寄贈することを希望しています。その寄贈が受け入れられ、移設が可能になった場合、当方からは応分の解体と移設の費用を負担させていただきたいと考えています。また、今回の例を教訓として、本市内の貴重な建造物の今後の維持・管理の方策を考え、同時に本市の地球温暖化防止の取り組み施策を大きく打ち出させていただきたく、それらを併せての陳情

といたしたく存じます。なお、当該の 2 つの建造物の移設等にかかわる本市市議会の判断は、遅くとも令和 7 年 12 月の本市市議会定例会での審議を最終の期限として採択・不採択等の結論をお出しいただきたく、心よりお願いを申し上げます。

5 付託委員会 教育福祉常任委員会